

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 15 日現在

機関番号：34310

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2011～2015

課題番号：23243009

研究課題名(和文) 国際法の訴訟化への理論的・実践的対応

研究課題名(英文) Theoretical and practical response to the juridictionalisation of international law

研究代表者

坂元 茂樹 (Sakamoto, Shigeki)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：20117576

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 27,500,000円

研究成果の概要(和文)：「国際法の訴訟化」現象を手掛かりに、国際社会において現在質量ともに拡張しつつある国際裁判機関を包括的に検討した。検討の結果、訴訟を通じた国際法の実現、裁判を通じた条約の発展的解釈、訴訟を通じた紛争解決と利益実現、訴訟の累積による判例形成と法の予見可能性の拡大、といった状況が明らかになった。また、日本がICJに提訴された捕鯨事件を通して、訴訟戦略や外交政策と連動させた訴訟論が必要である点についても明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文)： In terms of "jurisdictionalisation" of international law, this research focused on the international courts and tribunals, which are now expanding in international society in its number and quality. As a result, the following points have been clarified; (1) realisation of international law through litigation, (2) evolutive interpretation of treaties in litigation, (3) dispute settlement and realisation of interests by litigation, (4) creation of case law by a lot of cases and the expansion of foreseeability of law. Furthermore, by analysing the Whaling case between Australia and Japan, it has been clarified that the litigation theory is needed to be combined with the litigation strategy and diplomatic policy.

研究分野：国際法

キーワード：国際法 訴訟化 国際裁判 国際司法裁判所 捕鯨事件 国際海洋法裁判所 国際投資仲裁

1. 研究開始当初の背景

今日、国際法の「訴訟化」現象を見て取れる。日本も部外者ではなく、2010年国際司法裁判所の捕鯨事件を筆頭に、国際海洋法裁判所、世界貿易機関紛争処理手続などで「訴訟」が頻発している。しかしながら、国際法の「訴訟化」現象の理論的分析と実践的対応に関する包括的且つ体系的な研究は、特に我が国ではこれまでほとんど行われていない。また、国際法の各分野において、急激に紛争解決手続、裁判手続、履行確保手続等が質量ともに拡大しており、各分野で判例法・判断例が蓄積されつつある。こうした状況において、日本の伝統的な国際法学の手法ではなく、新しい研究手法が望まれる事態が生じている(例えば、欧米流の判例重視主義への転換など)。

2. 研究の目的

以上の問題関心に沿い、本研究ではこうした学術的なギャップを埋めるべく、実際に国際訴訟に携わった経験を有する研究代表者を中心とし、訴訟化著しい国際法の各分野の専門家を結集して、国際法における訴訟化(jurisdictionalisation)に関する実証研究と理論研究を行うことを目的とする。また、日本政府や日本企業が国際裁判・国際仲裁に関与するケースが増えつつあることに鑑み、実際の訴訟・仲裁戦略の立て方や手続の利用方法についても実践的・実務的な知見からのアドバイスを提供することを目的としている。

3. 研究の方法

通常の研究手法(総論研究と各論研究に分割)及び実務手法(国際裁判の実践面に注目した訴訟戦略の立案や国際シンポジウムを通じた意見交換)で構成される。個別分野の研究者に「訴訟化」の最新の状況を報告してもらい、これを総論的・包括的に分析する。また、ICJの捕鯨事件に関する国際シンポジウムを開催し(2014年5月)その成果を英文図書の形で出版する。

4. 研究成果

本研究の結果、次の点が明らかになった。国際法の各分野において紛争解決手続・履行確保制度・監視制度等が重層的に発展しており、しかも相互影響を与えつつ国際法を形成している。特に、ICJが自らの判決において他の裁判所・紛争解決機関の判断基準を用いる例が増えてきている(例えば、捕鯨事件では、WTOで発達したstandard of reviewという概念を用いている)。このように、各分野の国際法が個別・独立して判例形成している側面だけでなく、多層的な構造で国際法を発展させていることが分かった。国際裁判実務の観点からの分析を行った。とりわけ、近年は日本が国際裁判の訴訟当事者になるケースが増えており、如何なる訴訟手続を用いて対応すべきかを検討し、明らかにした。

ICJ 捕鯨事件に関する国際シンポジウムを開催し(2014年5月)その成果を英文書籍の形で発表する(2016年6月に刊行予定)。日本における日本語の議論だけでなく、広く世界に成果を問うものであり、高く評価される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計42件)

(1) Shigeki Sakamoto, "The Whaling in the Antarctic Case from a Japanese Perspective", *The Japanese Yearbook of International Law*, Vol.58 (2016) (2016年3月) 261 - 288 頁、査読有。

(2) 坂元茂樹「捕鯨取締条約における『科学的研究』の意義 南極捕鯨事件判決とその後の展開」『日本海洋政策学会誌』第5号(2015年11月) 4 - 16 頁。(査読有)

(3) 坂元茂樹「国際法の観点から見た南極捕鯨事件判決 科学の『外交化』」日本水産学会誌 81 巻 6 号(2015年) 1007-1007 頁。査読無。

(4) 坂元茂樹「地域漁業管理機関の機能拡大が映す国際法の発展 漁業規制から海洋の管理へ」秋葉剛男・村瀬信也編『国際法の実践 小松一郎追悼』信山社(2015年6月20日) 455 - 494 頁、査読無。

(5) ASADA Masahiko, "Treaty of Peace between Japan and the Republic of China: Its Territorial Scope of Application and the Status of the Government of the Republic of China", *Taiwanese Yearbook of International Law*, Vol. 1 (2016), pp.91-126, 査読有

(6) ASADA Masahiko, "A Path to a Comprehensive Prohibition of the Use of Chemical Weapons under International Law: From The Hague to Damascus", *Journal of Conflict and Security Law*, Vol. 20 (2016), 55 pp., 査読有, DOI: 10.1093/jcsl/krv025

(7) Akiho Shibata, "ICRW as an Evolving

Instrument: Potential Broader Implications of the Whaling Judgment”, Japanese Yearbook of International Law Vol. 58. 査読有. 発行年 2015 年. 298-318 頁. DOI なし. オープンアクセス無し. 謝辞記載 無し

(8) 新井京「国際刑事裁判所規程改正規定における侵略犯罪および侵略行為の『定義』」, 国際法外交雑誌 114 巻 2 号(2015 年)155-180 頁. 査読有り。

(9) 前田直子「外国人の在留管理における児童の権利条約の適用可能性 : 日本政府の解釈宣言に関する「解釈」をめぐって」, 国際法外交雑誌 113 巻 4 号(2015 年)595-619 頁. 査読有り。

(10) Dai Tamada, “Provisional Measures in Investor-State Dispute Settlement: Reappearance of Community of Investment Interests?”, Shotaro Hamamoto, Hironobu Sakai and Akiho Shibata (eds.), “L’être situé”, Effectiveness and Purposes of International Law: Essays in Honour of Professor Ryuichi Ida (Brill/ Nijhoff, 2015), pp.144-164. 査読無。

(11) 玉田大「投資仲裁の適用法規 delocalisation と localisation の相克」, 国際商取引学会年報 2015 年第 17 号(2015 年 5 月)134-145 頁. 査読無。

(12) 玉田大「TPP 投資章と ISDS の濫用防止」, 国際商事法務 Vol.44, No.3 (通巻 645 号) (2016 年 3 月)401-408 頁. 査読無。

(13) Tomohiko Kobayashi, “Running Many FTAs is Like Balancing between Many Bicycles: A Multidimensional Comparison of Institutional Provisions in Japan’s FTAs,” in Shotaro Hamamoto, Hironobu Sakai and Akiho Shibata (eds.) L’Etre Situé, Effectiveness and Purposes of International Law: Essays in Honour of Professor Ryuichi Ida (Paris: Brill, 2015),

pp. 115-143. 2015 年 7 月.

査読無

(14) 坂元茂樹「日本からみた南極捕鯨事件判決の射程」, 国際問題 636 号(2014 年 11 月)6-19 頁. 査読無。

(15) Shigeki Sakamoto, “The Universal Periodic Review: Between the Ideal and the Reality”, 世界人権問題研究センター『研究紀要』第 19 号(2014 年 4 月 30 日)15 - 39 頁. 査読無。

(16) 酒井啓亘「国際司法裁判所における「適切な裁判運営」概念 付随手続での機能を手がかかりとして」, 浅田正彦・加藤信行・酒井啓亘編『国際裁判と現代国際法の展開』(三省堂, 2014 年)57-93 頁. 査読無、OA 無、謝辞無

(17) 新井京「戦間期における強制的国際裁判制度とイギリス帝国」, 帝京法学 29 巻 1 号(2014 年)463-511 頁. 査読無。

(18) Dai Tamada, “On the Way to Definitive Settlement of Dispute: Lessons from the Whaling Case”, Australian Year Book of International Law, vol.32 (2014), pp.113-123. 査読無。

(19) 玉田大「国際投資仲裁における仮保全措置手続 制度欠陥と仲裁補完」, 浅田正彦・加藤信行・酒井啓亘編『国際裁判と現代国際法の展開』(杉原高嶺先生古稀記念論文集、三省堂、2014 年 8 月)114-142 頁. 査読無。

(20) Tomohiko Kobayashi, “Revisiting the Role of Anti-Circumvention Provisions Under the WTO Agreement: Lessons for East Asia”, Korean Journal of International and Comparative Law, Vol. 2, No. 2, 139-163 (2014). 2014 年 11 月. 査読無。

(21) 小林友彦「WTO 紛争処理制度におけるパネル審理段階の紛争処理機能」, 浅田正彦・加藤信行・酒井啓亘(編)『国際裁判と現代国際法の展開』(三省堂, 2014 年), 167-190 頁,

2014年8月.

査読無

(22) 坂元茂樹「人権理事会諮問委員会の最近の活動：『平和に対する権利宣言案』を中心に」国際人権 24号(2013年)118-125頁。

査読無。

(23) 坂元茂樹「普遍的定期審査の理想と現実 相互審査の内実」坂元茂樹・薬師寺公夫編『普遍的国際社会への法の挑戦』信山社(2013年3月10日)5-32頁、査読無。

(24) 酒井啓亘「国際裁判による領域紛争の解決 - 最近の国際司法裁判所の判例の動向」『国際問題』No.624(2013年)5-19頁、査読無、OA無、謝辞有

(25) 酒井啓亘「国際司法裁判所による裁判手続の規律」『自由と正義』第64巻12号(2013年)45-54頁、査読無、OA無、謝辞無

(26) 黒神直純「国際機構の免除と国際公務員の身分保障 欧州人権裁判所 Waite&Kennedy 判決が及びした影響」『普遍的国際社会への法の挑戦(芹田健太郎先生古稀記念論文集)』(信山社、2013年)629-655頁。査読無、オープンアクセス無、謝辞記載無

(27) Mika Hayashi, "Suspension of Certain Obligations of the CFE Treaty by NATO Allies: Examination of the Response to the 2007 Unilateral Treaty Suspension by Russia", *Journal of Conflict and Security Law*, 18(1) (2013), pp.131-150. 査読無。

(28) 玉田大「陪審評決の理由附記義務 主観的判断と客観的判断の相克」瀨本正太郎・興津征雄編著『シリーズ激動期のEU 第3巻 ヨーロッパという秩序』(勁草書房、2013年4月)187-206頁。査読無。

(29) 小林友彦「世界貿易機関(WTO)と国際法の「立憲化」 紛争処理手続への加盟国コントロールの問題を中心に」『世界法年報』33号, 123-148頁, 2014年3月。査読有

(30) Tomohiko Kobayashi, "Redefining

US-Japan Economic Relations: A Japanese Perspective," in Madhuchanda Ghosh, Raj Kumar Kothari, Takehiko Yamamoto (eds.) *US Policy Towards China, India and Japan: New Challenges and Prospects* (Atlantic, 2013), pp. 48-62, 2013年12月。査読無

(31) 浅田正彦「軍縮条約における『不遵守手続』 化学兵器の最終廃棄期限不遵守をめぐって」法学教室 382号(2012年7月)40-48頁、査読無

(32) Hironobu Sakai, "La bonne administration de la justice in the Incidental Proceedings of the International Court of Justice", *Japanese Yearbook of International Law*, Vol.55 (2012), pp.110-133. 査読有、OA無、謝辞無

(33) 酒井啓亘「国際司法裁判所特定事件裁判部再考」松田竹男・田中則夫・薬師寺公夫・坂元茂樹編集代表『現代国際法の思想と構造 環境、海洋、刑事、紛争、展望』(東信堂、2012年)245-281頁、査読無、OA無、謝辞無

(34) Akiho SHIBATA, "The Court's Decision in *silentium* on the Sources of International Law: its Enduring Significance", in K. Bannelier, T. Cristakis and S. Heathcote eds., *The ICJ and the Evolution of International Law: The enduring impact of the Corfu Channel case*

査読無。発行年 2012年。201-210頁。DOI 10.4324/9780203610688。オープンアクセスではない。謝辞の記載 無し

(35) Mika Hayashi, "Dealing with Compliance and Non-Compliance: The Case of the Landmine Convention", *Chinese Journal of International Law* 11(3) (2012): 505-522. 査読無。

(36) 坂元茂樹「国際人権機関の活動 国連人権理事会諮問委員会：ハンセン病に対する

差別撤廃決議を中心に」国際人権 22 号(2011 年) 134-139 頁。査読無。

(37) 坂元茂樹『『条約の留保に関するガイドライン』についての一考察 人権条約の実施機関の実行をめぐる』村瀬信也・鶴岡公人編『変革期の国際法委員会』信山社(2011 年 4 月 12 日) 345 - 373 頁、査読無。

(38) Shigeki Sakamoto, “Challenges to a Human Rights Mechanism in the Asia-Pacific Region: The Experience of the Universal Periodic Review of the United Nations Human Rights Council”, in Hitoshi Nasu and Ben Saul (eds.), Human Rights in the Asia-Pacific Region Towards institution building, Routledge, 2011, pp.49-63. 査読無。

(39) ASADA Masahiko, “The Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons and the Universalization of the Additional Protocol”, Journal of Conflict and Security Law, Vol. 16 (2011), pp.3-34、査読有

(40) 黒神直純「国連事務局の機能変化」『世界法年報』30 号(2011 年)52-80 頁。査読有、オープンアクセス無、謝辞記載無

(41) 玉田大「国際裁判における理由附記義務」神戸法学雑誌 61 巻 1・2 号(2011 年 9 月) 1-39 頁。査読無。

(42) Tomohiko Kobayashi, “Dynamic Process of Transnational Dispute Settlement as Autopoietic System?”, in J. Nakagawa ed. Multilateralism and Regionalism in Global Economic Governance: Trade, Investment and Finance, Routledge, 2011, pp. 91-107, 2011 年 7 月。査読無

〔学会発表〕(計 5 件)

(1) 黒神直純、国際法学会 2015 年度研究大会(2015 年 9 月 19 日)第 2 分科会「創立 70 年の国連と変容する法秩序」(発表題目:

「国連組織における法秩序の展開」)

(2) 柴田明穂「南極海捕鯨事件判決がもたらしたものその一年: IWC 決議と日本の NEWREP-A 提案を中心に」世界法学会 2015 年度研究大会、2015 年 5 月 16 日、同志社大学今出川キャンパス、招待報告

(3) 坂元茂樹「国際法の観点から見た南極捕鯨事件判決 科学の「外交化」」(2015 年 3 月 31 日)水産学会(於:東京海洋大学)

(4) 柴田明穂「ICRW as an Evolving Instrument: Potential Broader Implications of the Whaling Judgment」国際法学会 2014 年度(第 117 年次)研究大会 2014 年 9 月 19 日~2014 年 9 月 19 日、新潟朱鷺メッセ、招待報告

(5) 坂元茂樹「人権理事会諮問委員会の現状と課題」国際人権法学会(2013 年 11 月 24 日)(於:名古屋大学)

(6) 坂元茂樹「人権理事会諮問委員会の最近の活動 平和に対する権利宣言を中心に」国際人権法学会(2012 年 11 月 11 日)(於:慶應義塾大学)

〔図書〕(計 8 件)

(1) 浅田正彦編『国際法』(第 3 版、東信堂、2016 年) 542 頁。

(2) 坂元茂樹(編著)『国際海峡』(2015 年 9 月 15 日)東信堂 318 頁。

(3) 浅田正彦『日中戦後賠償と国際法』(東信堂、2015 年) 522 頁。

(4) 坂元茂樹(共編)『国際環境条約・資料集』(2014 年 9 月 30 日)東信堂 872 頁

(5) 浅田正彦・加藤信行・酒井啓亘(共編著)『国際裁判と現代国際法の展開』(三省堂、2014 年) vi+479 頁

(6) 坂元茂樹(共編著)『普遍的国際社会への法の挑戦 芹田健太郎先生古希記念』866 頁(2013 年 3 月 10 日)信山社

(7) 坂元茂樹(編著)『現代国際法の思想と構造 歴史、国家、機構、条約、人権』『現代国際法の思想と構造 環境、海洋、

刑事、紛争、展望 松井芳郎先生古希記念』
384 頁、460 頁(2012 年 4 月 1 日)東信堂
(8) 浅田正彦『輸出管理 制度と実践』(有
信堂高文社、2012 年)314 頁。

〔産業財産権〕
出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕
ホームページ
<http://www.research.kobe-u.ac.jp/law-juridic/index.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

坂元 茂樹(SAKAMOTO, Shigeki)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号:20117576

(2) 研究分担者

五十嵐 正博(IGARASHI, Masahiro)
神戸大学・国際協力研究科・教授
研究者番号:70168102

柴田 明穂(SHIBATA, Akiho)
神戸大学・国際協力研究科・教授
研究者番号:00273954

林 美香(HAYASHI, Mika)
神戸大学・国際協力研究科・教授
研究者番号:60362810

玉田 大(TAMADA, Dai)
神戸大学・法学研究科・教授
研究者番号:60362563

小寺 彰(KOTERA, Akira)
東京大学・総合文化研究科・教授
研究者番号:80107490

浅田 正彦(ASADA, Masahiko)
京都大学・公共政策研究科・教授
研究者番号:90192939

酒井 啓亘(SAKAI, Hironobu)
京都大学・法学研究科・教授
研究者番号:80252807

黒神 直純(KUROKAMI, Naozumi)
岡山大学・社会文化科学研究科・教授
研究者番号:80294396

小林 友彦(KOBAYASHI, Tomohiko)

小樽商科大学・商学部・准教授
研究者番号:20378508

前田 直子(MAEDA, Naoko)
京都女子大学・法学部・講師
研究者番号:80353514

(3) 連携研究者

阿部 達也(ABE, Tatsuya)
青山学院大学・国際政治経済学部・教授
研究者番号:80511972